

香川県病院局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年3月31日

香川県病院事業管理者職務代理者

香川県病院局長 大 津 佳 裕

### 香川県病院局管理規程第1号

香川県病院局組織規程の一部を改正する規程

香川県病院局組織規程（平成19年香川県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職の設置) 第3条 略 本庁 (1)～(11) 略 病院等（県立病院（以下「病院」という。）及び香川県立がん検診センター（以下「がん検診センター」という。）をいう。以下同じ。） (1)～(20) 略 <u>(21)～(25)</u> 略</p>	<p>(職の設置) 第3条 局に、次に掲げる職を置き、職員をもってこれに充てる。 本庁 (1)～(11) 略 病院等（県立病院（以下「病院」という。）及び香川県立がん検診センター（以下「がん検診センター」という。）をいう。以下同じ。） (1)～(20) 略 <u>(21) 主席主事</u> <u>(22)～(26)</u> 略</p>

#### 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。